

# 国立大学法人名古屋大学の役職員の報酬・給与等について

## I 役員報酬等について

### 1 役員報酬についての基本方針に関する事項

#### ① 平成24年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

役員に支給する期末特別手当において、総長が役員の職務実績に応じ、その額の100分の10の範囲内で増額、又は減額することとしている。なお、職務実績は、平成23年度に国立大学法人評価委員会が実施した国立大学法人の中期目標期間に係る業務の実績に関する評価結果等に基づく。

#### ② 役員報酬基準の改定内容

- |         |   |
|---------|---|
| 法人の長    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・月例給を6,000円引き下げた。(4月から)</li> <li>・地域手当(12%→2.23%)を引き下げた。(7月から)</li> </ul>        |
| 理事      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・月例給を4,000円～5,000円引き下げた。(4月から)</li> <li>・地域手当(12%→2.23%)を引き下げた。(7月から)</li> </ul> |
| 理事(非常勤) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・月例給を2,000円引き下げた。(4月から)</li> <li>・月例給を25,000円引き下げた。(7月から)</li> </ul>             |
| 監事      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・月例給を4,000円引き下げた。(4月から)</li> <li>・地域手当(12%→2.23%)を引き下げた。(7月から)</li> </ul>        |
| 監事(非常勤) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・月例給を1,000円引き下げた。(4月から)</li> <li>・月例給を20,000円引き下げた。(7月から)</li> </ul>             |

### 2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成24年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	千円	報酬(給与) 千円	賞与 千円	その他(内容) 千円	就任	退任	
法人の長	20,681	14,376	5,633	671 (地域手当)			
A理事	15,836	10,944	4,288	511 (地域手当) 92 (通勤手当)		3月31日	
B理事	15,743	10,944	4,288	511 (地域手当)			
C理事	15,793	10,944	4,288	511 (地域手当) 49 (通勤手当)			

D理事	千円 14,421	千円 10,008	千円 3,921	千円 467 (地域手当) 24 (通勤手当)	4月1日		
E理事	千円 14,562	千円 10,008	千円 3,921	千円 467 (地域手当) 106 (通勤手当) 50 (主任指導手当) 8 (入試手当)	4月1日		
F理事	千円 5,670	千円 3,336	千円 1,861	千円 318 (地域手当) 154 (通勤手当)		7月30日	◇
G理事	千円 8,543	千円 6,208	千円 1,917	千円 138 (地域手当) 280 (単身赴任手当)	8月1日		◇
H理事 (非常勤)	千円 3,267	千円 3,267	千円 0	千円 0 ( )			
A監事	千円 12,517	千円 8,640	千円 3,385	千円 403 (地域手当) 88 (通勤手当)			
B監事 (非常勤)	千円 2,804	千円 2,804	千円 0	千円 0 ( )			

注1:総額、各内訳について千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

注2:「地域手当」とは、民間の賃金、物価及び生計費が特に高い地域に在勤する役員に支給されているものである。

注3:理事Eの主任指導手当及び入試手当では、理事に就任する以前に行った主任として学生に対する研究指導及び入試業務に対する報酬である。

注4:「前職」欄には、役員の前職(前々職以前の経歴も含む。)の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「\*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「\*※」、該当がない場合は空欄。

### 3 役員退職手当の支給状況(平成24年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
法人の長	千円	年 月			該当なし	
理事A	千円 9,576 (52,147)	年 月 7 0 (33) (0)	3月31日	1.0	国立大学法人評価委員会による業績評価の結果、役員としての業務に対する貢献度等を総合的に勘案し、総長が業績勘案率を決定	
監事A	千円	年 月			該当なし	

注1:理事Aについては、役員在職期間を役員退職手当規程に適用させて算出した金額を記載するとともに、括弧内に役員在職期間に職員在職期間を通算した期間(「法人での在職期間」欄の括弧の期間)をもって当該役員の在職期間として算出した金額を記載した。

注2:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「\*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「\*※」、該当がない場合は空欄。

## II 職員給与について

### 1 職員給与についての基本方針に関する事項

#### ① 人件費管理の基本方針

中期目標期間中における事業計画の年度計画を考慮しつつ、職種別人員管理を基に当該年度予算の範囲内で運用するとともに、総人件費の削減に努めている。

#### ② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

社会一般の情勢の主たる判断指標を毎年の人事院勧告が調査・準拠した民間給与水準に求め、国家公務員の給与水準を十分考慮の上、決定している。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

職員の勤務成績を考慮し、本給の昇給・昇級を実施している。  
また、勤勉手当(6月・12月)における成績率の増減に反映している。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
賞与:勤勉手当 (査定分)	6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ成績率を決定する。
昇給	従前の本給の号給を4分割したことにより、勤務成績に基づく様々な昇給区分を定めることが可能となり、きめ細やかな対応ができる。
昇級・降級	[昇級]勤務成績が良好な職員で、かつ本学の定める昇級基準に達した者は、上位の級に昇級させることができる。 [降級]勤務成績が良くない場合等、本学の定める降格の事由に該当した場合は、下位の級に降級させることができる。

#### ウ 平成24年度における給与制度の主な改正点

○平成24年2月に成立した国家公務員の給与改定及び臨時特例法に関する法律に基づく国家公務員の給与見直しに関連して以下の措置を講ずることとした。

給与改定(平成24年4月1日)

- ・50歳台を中心に、40歳台以上を念頭に置いた月例給の引下げ(50歳台が在職する号給:最大△0.5%、40歳台後半が在職する号給:最大△0.4%)及び昇級時号給対応表の改正。
- ・平成24年4月にかけて経過措置が解消されることに伴って生ずる制度改正原資を用いて、これまで抑制してきた昇給を30歳未満の職員に最大2号給、30歳以上36歳未満の職員に最大1号給を回復。
- ・月例給の引き下げの整合性を確保するため本給の調整額を引き下げ。

臨時特例法

(職員について)

- ・実施時期:平成24年7月～平成26年3月
- ・本給表関係の措置の内容:削減なし
- ・諸手当関係の措置の内容:国と同様の本給表の削減率(△9.77%△7.77%△4.77%)を地域手当により削減。平成24年12月期の賞与については削減なし。
- ・国と異なる措置の概要:実施時期を7月からとした。  
本給表での削減率を本給月額ではなく、地域手当により削減した。  
平成24年12月期の賞与については削減なし。

(役員について)

- ・実施時期:平成24年7月～平成26年3月
- ・本給表関係の措置の内容:削減なし
- ・諸手当関係の措置の内容:国と同様の本給表の削減率(△9.77%)を地域手当により削減。24年12月期の賞与については削減なし。
- ・国と異なる措置の概要:実施時期を7月からとした。  
本給表での削減率を本給月額ではなく、地域手当により削減した。  
平成24年12月期の賞与については削減なし。

○業務の困難性を考慮し、医師に対し手術業務手当、看護職員に対し手術看護業務手当の新設(平成24年7月1日)

○総長補佐の人事を円滑に行うため年俸制適用職員に総長補佐手当を追加(平成24年7月1日)

○病院看護部において、組織規模の拡大及び医療の高度複雑化に伴う看護師業務の多様化等に対応するため看護部長補佐手当を新設(平成24年4月1日)

○医療従事者の処遇改善のため病院勤務職員特別調整手当を新設(平成24年5月1日)

○入試手当について見直しを行い、支給対象者及び名称等を変更(平成25年1月1日)

## 2 職員給与の支給状況

### ① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成24年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	人 3114	歳 43.1	千円 7,085	千円 5,238	千円 107	千円 1,847
事務・技術	人 728	歳 42.8	千円 5,749	千円 4,286	千円 152	千円 1,463
教育職種 (大学教員)	人 1497	歳 48.0	千円 8,879	千円 6,481	千円 102	千円 2,398
医療職種 (病院看護師)	人 670	歳 33.5	千円 4,960	千円 3,779	千円 62	千円 1,181
技能・労務職種	人 3	歳 55.5	千円 5,644	千円 4,198	千円 120	千円 1,446
教育職種 (附属学校教員)	人 33	歳 45.1	千円 7,360	千円 5,514	千円 100	千円 1,846
医療職種 (病院医療技術職員)	人 181	歳 38.0	千円 5,413	千円 4,114	千円 128	千円 1,299
指定職種	人 1	歳	千円	千円	千円	千円
専門職	人 1	歳	千円	千円	千円	千円

任期付職員	人 397	歳 39.7	千円 6,424	千円 6,424	千円 0	千円 0
事務・技術	人 3	歳 36.5	千円 5,100	千円 5,100	千円 0	千円 0
教育職種 (大学教員)	人 393	歳 39.8	千円 6,431	千円 6,431	千円 0	千円 0
医療職種 (病院看護師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
専門職	人 1	歳	千円	千円	千円	千円

再任用職員	人 1	歳	千円	千円	千円	千円
事務・技術	人 1	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (大学教員)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円

	人	歳	千円	千円	千円	千円
非常勤職員	3	56.2	4,184	3,191	52	993
事務・技術	3	56.2	4,184	3,191	52	993
教育職種 (大学教員)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					
技能・労務職種	該当者なし					

	人	歳	千円	千円	千円	千円
年俸制適用者	537	41.3	5,650	5,650	0	0
事務・技術 (任期付)	3	36.5	5,100	5,100	0	0
事務・技術 (非常勤)	130	44.4	3,189	3,189	0	0
教育職種 (大学教員・常勤)	393	39.8	6,431	6,431	0	0
教育職種 (大学教員・非常勤)	8	67.9	8,030	8,030	0	0
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					
教育職種 (附属学校教員 ・非常勤)	1					
医療職種 (病院系医療技術 職員・非常勤)	1					
専門職 (常勤)	1					

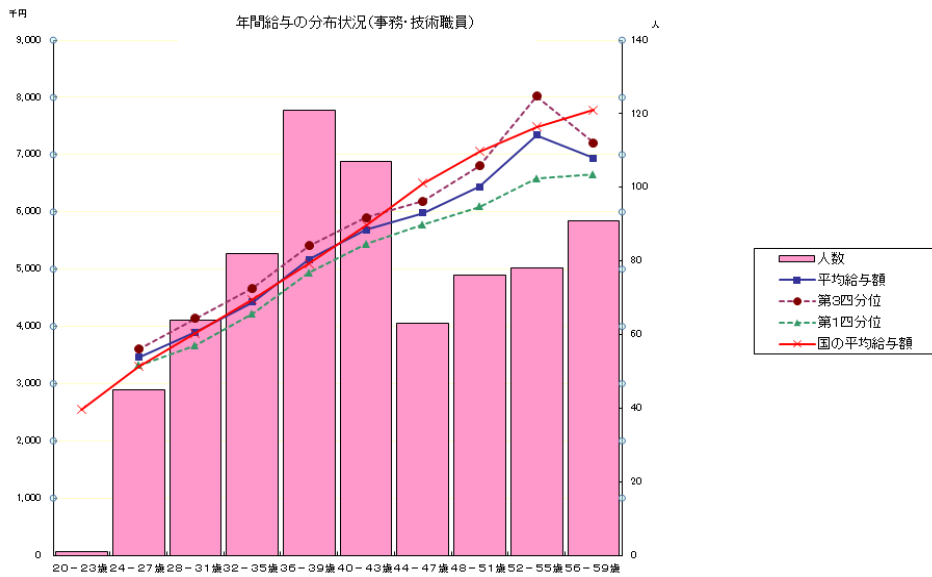
注1: 常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2: 医療職員(病院医師)については、該当者がいないため欄を省略した。

注3: 在外職員の区分については、該当者がいないため表を省略した。

注4: 常勤職員の「指定職」・「専門職」、任期付職員の「専門職」、再任用職員の「事務・技術」、年俸制適用職員の「教育職種(附属学校教員・非常勤)」・「医療職種(病院系医療技術職員・非常勤)」・「専門職(常勤)」については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員/教育職員(大学教員)/医療職員(病院看護師))[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]

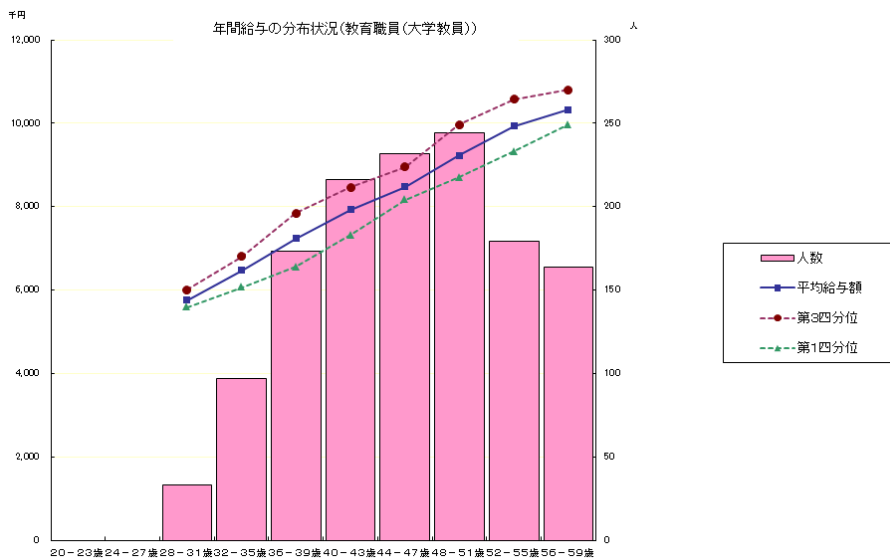


注1: ①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。  
 注2: 年齢20～23歳の該当者は1人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与については表示していない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1四分位	第3四分位	
	人	歳	千円	千円	千円
代表的職位					
部長	11	56.0	8,374	9,692	10,587
課長	48	53.7	7,509	7,858	8,166
課長補佐	74	53.7	6,643	6,839	7,058
係長	317	45.0	5,397	5,851	6,218
主任	113	40.4	4,642	5,085	5,662
係員	165	31.4	3,555	3,971	4,287

注: 「部長」には、「次長」を含み、「課長」には、「主幹」及び「事務長」を含み、「課長補佐」には、「事務長補佐」、「専門員」及び「技術専門員」を含み、「係長」には、「専門職員」及び「技術専門職員」を含む。また、「係員」とは、「事務職員」、「技術職員」及び「図書職員」を示す。

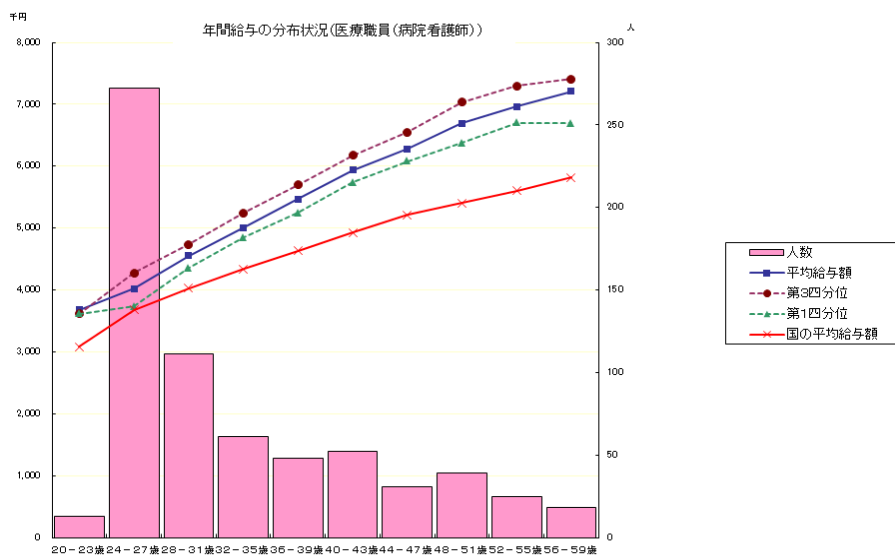


注: 年齢20～23歳、24～27歳の該当者はいな。

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円
教授	617	54.6	9,781	10,275	10,689
准教授	462	45.3	7,983	8,429	8,842
講師	93	45.2	7,601	8,111	8,772
助教	316	40.0	6,140	6,623	7,093
助手	8	51.1	6,130	6,650	6,873
教務職員	1		—		—

注:教務職員の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与の平均額は表示していない。



(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円
看護部長	1		—		—
副看護部長	5	51.5	7,537	7,582	7,795
看護師長	34	51.4	6,840	7,138	7,305
副看護師長	79	44.2	5,664	6,166	6,660
看護師	550	30.6	3,866	4,544	4,950
准看護師	1		—		—

注1:看護部長、准看護師の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与の平均額は表示していない。

③ 職級別在職状況等(平成25年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		係員	主任係員	係長主任	課長補佐係長	課長課長補佐	課長
人員(割合)	728人	70人 (9.6%)	117人 (16.1%)	351人 (48.2%)	117人 (16.1%)	44人 (6.0%)	21人 (2.9%)
年齢(最高～最低)		49～22歳	52～27歳	59～33歳	59～42歳	59～42歳	58～43歳
所定内給与年額(最高～最低)		千円 3,495～1,951	千円 3,815～2,648	千円 5,018～2,956	千円 5,573～4,229	千円 6,560～4,808	千円 7,120～5,619
年間給与額(最高～最低)		千円 4,600～2,625	千円 4,991～3,541	千円 6,684～4,025	千円 7,569～5,845	千円 8,512～6,688	千円 9,406～7,525

区分	計	7級	8級	9級	10級
標準的な職位		部長	部長	部長	総長が別に定める職務
人員(割合)		4人 (0.5%)	4人 (0.5%)	(%)	(%)
年齢(最高～最低)		58～51歳	59～54歳		
所定内給与年額(最高～最低)		千円 7,930～6,782	千円 7,928～7,128	千円	千円
年間給与額(最高～最低)		千円 10,648～9,270	千円 10,909～9,840	千円	千円

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		教務職員	助教助手	講師	准教授	教授	総長が別に定める職務
人員(割合)	1,497人	1人 (0.1%)	324人 (21.6%)	93人 (6.2%)	464人 (31.0%)	615人 (41.1%)	(%)
年齢(最高～最低)		～	62～28歳	63～33歳	63～31歳	63～38歳	
所定内給与年額(最高～最低)		千円 ～	千円 6,388～3,469	千円 7,026～4,500	千円 7,622～4,540	千円 11,081～5,462	千円
年間給与額(最高～最低)		千円 ～	千円 8,181～4,553	千円 9,386～6,077	千円 10,409～6,359	千円 15,152～7,586	千円

注:1級おける該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。



(医療職員(病院看護師))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
標準的な職位		准看護師	看護師	副看護師長	看護師長	副看護部長	看護部長	看護部長
人員 (割合)	670	1 (0.1%)	550 (82.1%)	79 (11.8%)	37 (5.5%)	2 (0.3%)	(%)	1 (0.1%)
年齢(最高～最低)		～	59～23	58～32	59～40	53～51	～	～
所定内給与年額(最高～最低)		～	5,395 ～2,629	5,510 ～3,673	5,965 ～4,673	5,618 ～5,368	～	～
年間給与額(最高～最低)		～	7,139 ～3,455	7,367 ～4,862	8,005 ～6,530	7,597 ～7,537	～	～

注:1級及び7級における該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

④ 賞与(平成24年度)における査定部分の比率(事務・技術職員/教育職員(大学教員)/医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	62.4%	65.3%	63.9%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	37.6%	34.7%	36.1%
	最高～最低	49.3～33.4%	46.6～30.8%	46.5～32.0%
一般職員	一律支給分(期末相当)	64%	66.7%	65.4%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	36%	33.3%	34.6%
	最高～最低	47.3～32.5%	44.4～29.5%	41.9～31.2%

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	60.7%	63.6%	62.2%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	39.3%	36.4%	37.8%
	最高～最低	57.8～33.9%	54.5～31.4%	56.1～32.6%
一般職員	一律支給分(期末相当)	64.0%	66.8%	65.5%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	36.0%	33.2%	34.5%
	最高～最低	49.6～33.0%	44.4～30.5%	45.9～31.9%

(医療職員(病院看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	%	%	%
	最高～最低	%	%	%
一般 職員	一律支給分(期末相当)	63.2	66.2	64.8
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	36.8	33.8	35.2
	最高～最低	47.3～33.8	44.4～30.3	45.8～32.5

注:医療職員(病院看護師)における管理職員は2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから記載していない。

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))	96.2
対他の国立大学法人等(事務・技術職員)	105.7

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等(教育職員(大学教員))	108.5
------------------------	-------

(医療職員(病院看護師))

対国家公務員(医療職(三))	115.3
対他の国立大学法人等(医療職員(病院看護師))	109.2

注:当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容		
指数の状況	対国家公務員 96.2		
	参考	地域勘案	97.0
		学歴勘案	95.0
		地域・学歴勘案	96.5
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	【主務大臣の検証結果】 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から給与水準は適正であると考え。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。		
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 44.0% (国からの財政支出額 40,983百万円、支出予算の総額 93,074百万円：平成24年度予算)  【検証結果】 対国家公務員(行政職(一))指数が96.2であり、適正である。		
講ずる措置	対国家公務員の指数を下回っているが、国の給与制度にほぼ準拠しており、特に措置を講ずることは考えていないが、引き続き、適切な給与水準となるよう配慮していきたい。		

○医療職員(病院看護師)

項目	内容		
指数の状況	対国家公務員 115.3		
	参考	地域勘案	112.6
		学歴勘案	117.4
		地域・学歴勘案	112.4
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	【主務大臣の検証結果】 法人の看護職員の職員構成と国の職員構成が異なっていること、法人の給与制度は国家公務員の制度と概ね同様であることから、給与水準は概ね適正であると考え。		
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 44.0% (国からの財政支出額 40,983百万円、支出予算の総額 93,074百万円：平成24年度予算)  【検証結果】 医療従事者の処遇改善のため病院勤務職員特別手当の新設、新規採用者のうち大卒者が多いこと、1級(准看護師)の構成割合が国と比較して低いこと、これらが対国家公務員指数を上回った要因と考えられる。		
講ずる措置	対国家公務員の指数を上回っているが、医療の高度化、専門化に対応するため、財政状況を考慮した上で、引き続き、適切な給与水準となるよう配慮していきたい。		

教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標 109.8

(注)上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成24年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

なお、平成19年度までは、教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度の教育職(一))との給与水準(年額)の比較指標である。

### III 総人件費について

区 分	当年度 (平成24年度)	前年度 (平成23年度)	比較増△減		中期目標期間開始時(平成22年度)からの増△減	
	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
給与、報酬等支給総額 (A)	24,666,143	25,537,228	-871,085	(-3.4)	-518,782	(-2.1)
退職手当支給額 (B)	2,648,174	2,796,201	-148,027	(-5.3)	1,349,760	(104.0)
非常勤役職員等給与 (C)	12,922,377	11,958,558	963,819	(8.1)	2,177,427	(20.3)
福利厚生費 (D)	4,846,933	4,704,926	142,007	(3.0)	580,477	(13.6)
最広義人件費 (A+B+C+D)	45,083,627	44,996,913	86,714	(0.2)	3,588,882	(8.6)

注1:「非常勤役職員等給与」においては、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「17 役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

注2:「退職手当支給額」欄は、国の常勤職員に相当する、法人の常勤職員に係る退職手当支給額を計上している。

#### 総人件費について参考となる事項

- 「給与、報酬等支給総額」が、前年度比△3.4%となった要因
  - ・業務の困難性を考慮し、医師に対し手術業務手当、看護職員に対し手術看護業務手当、医療従事者の処遇改善のため病院勤務職員特別調整手当及び看護師業務の多様化等に対応するため看護部長補佐手当を新設。
  - ・給与減額支給措置を実施。
- 「給与減額支給措置に関する削減額」
  - ・事務・技術・技能・労務職種・再任用職員 181,869 (千円)
  - ・教育職種(大学教員)、指定職種・専門職 554,456 (千円)
  - ・医療職種(病院看護師) 82,645 (千円)
  - ・教育職員(附属学校教員) 6,289 (千円)
  - ・医療職種(病院医療技術職員) 25,421 (千円)
  - ・役員 6,246 (千円)
  - ・役員(非常勤) 415 (千円)
- 「最広義人件費」が、前年度比0.2%増となった要因
  - ・前年度に比して、給与、報酬等支給総額は減少したが、外部資金等により採用した職員が増加したことにより、非常勤役職員等給与が増加した。
- 「国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づき、役員については平成25年1月1日から、職員については平成25年2月1日から、国と同様の措置(退職手当支給率の引下げ)を実施。
  - 「国家公務員の退職手当の支給水準引下げに関する削減額」
    - ・事務・技術・技能・労務職種 42,065 (千円)
    - ・教育職種(大学教員) 12,471 (千円)
    - ・医療職種(病院看護師) 3,152 (千円)
    - ・医療職種(病院医療技術職員) 1,258 (千円)
    - ・役員 2,963 (千円)

### IV 法人が必要と認める事項

「国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づき以下の措置を講ずることとした。

- ・役職員の退職手当について支給水準を引き下げた。

役員に関する講じた措置の概要: 25年1月から国と同様の措置(退職手当支給率の引下げ)を実施。

職員に関する講じた措置の概要: 25年2月から国と同様の措置(退職手当支給率の引下げ)を実施。